

会 議 録

会 議 の 名 称	令和3年度第1回坂戸市自殺対策計画審議会
開 催 日 時	令和3年8月20日書面決議
会 長 の 氏 名	浅野 憲一
出席者（委員）の 氏名・出席者	河内 裕介、浅野 憲一、染本 博文、加藤 新一朗、戸沢 啓子 竹原 陽一、山田 真、三ヶ田 猛、内藤 武、新井 勇、真田 和 彦、井手 和夫、菅原 由紀子、力石 まり子、西村 裕子 計15名
配 布 資 料	<p><事前配布></p> <ul style="list-style-type: none"> ・坂戸市自殺対策計画審議会委員名簿 ・令和3年度第1回坂戸市自殺対策計画審議会（概要説明） ・自殺者の現状について（資料1） ・令和3年度生きるための支援施策に関連する事業の実施報告（基本施策）（資料2-1） ・令和3年度生きるための支援施策に関連する事業の実施報告（重点施策）（資料2-2） ・質問票 ・坂戸市自殺対策計画審議会の実施方法に関するアンケート
議 事 の 内 容	
質 問 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
委 員	<p>概要説明4ページNo.39について、「今年度より各中学校ごとにさわやか相談員を配置し、・・・」と記載されていますが、さわやか相談員は、以前からずっと配置されているため、「今年度より」を除いていただく方が正しい説明となります。</p>
事 務 局	<p>（教育センター）</p> <p>ご指摘いただきました内容につきまして、「今年度」を削除させていただきます。</p> <p>また、追加説明として、令和2年度からは小学校にもさわやか相談員が配置され、児童の支援にあっております。</p>
委 員	<p>資料1図4「坂戸市における原因・動機別自殺者（H21～R1）」の表について、自殺をする理由は、コロナやリーマンショック、学生の携帯所有やSNSの普及と情勢によって変わるものと考えております。可能な限り、年度別の表と年度の様々な領域からの情勢と取組（自殺対策審議会内外問わず）の記載があると情勢に合わせた対応の効果の有無等を積み上げていくことで取り組むべきことが焦点化されると思います。</p>
事 務 局	<p>（市民健康センター）</p> <p>ご指摘いただきましたとおり、自殺の動機においては、社会的要因等が複雑に絡み合ったことにより生じるものであることから、いただきました御意見について、今後の本市における自殺対策事業等の参考とし、支援の拡充を図ってまいります。</p>

委員	資料1 図4「坂戸市における原因・動機別自殺者（H21～R1）」は、統計期間が他の資料の倍になっています。傾向としては読み取れることはできますが、例えば図1と照らし合わせるためには、H27～R1の期間を対象にする資料がほしいところです。
事務局	（市民健康センター） ご指摘いただきました資料を添付させていただきます。
委員	資料1 図5で、20歳代男性の自殺が坂戸市では目立って多いが、全国と比べて坂戸市における20歳代男性の比率は高いのですか。
事務局	（市民健康センター） 坂戸市における20代男性の人口比率は9.5%、全国10.5%と比較して大きな差はございませんが、坂戸市の人口比率がやや低い状況でございます。
委員	資料2-1 事業番号68の市民相談の担当者は、職員（市民生活課）の方でしょうか。担当者は固定でしょうか。ランダムでしょうか。週5回ありますが、1日の枠（1日何時から何時までで、1回の相談時間）の内容と実際に相談がある割合（週5日の枠に空きなく相談があるのか、それとも少ないのか）を知りたいです。 必要な関係機関の紹介とは、どういうところが多いでしょうか。
事務局	（市民生活課） 消費生活相談は、専門の消費生活コンサルタント等の資格を有する2人の消費生活相談員が対応しており、勤務体制は、1名が月・火（偶数月）・木勤務、もう1名が火（奇数月）・水・金の勤務体制となっております。 相談は、月曜日から金曜日の午前10時から正午、午後1時から午後3時30分までの週5日実施しており、予約制ではなく、電話または来庁で行っております。 相談時間は、特に定めておりません。相談内容によって異なりますが、概ね30分から1時間くらいです。 相談件数は、平均1日2～3件（昨年の相談件数595件）で、多い日は5、6件となっております。 関係機関の主な紹介先は、市で行っている法律相談などの市民相談や埼玉県弁護士会で組織している消費者問題を扱う弁護団などです。
委員	資料2-1 事業番号41の精神障害者家族対象の学習会の実施予定日が昨年度より増えて「年2回」になりました。一昨年は「年4回」であったと思います（内容の表現が少し異なっています）。他の項目には予定の大きな変更は見られません。特に回数を増減する事情があるのでしょうか。

事 務 局	(市民健康センター) 実施回数につきましては、参加者のご意見を募り、次年度の開催回数を決定しております。
委 員	資料2-2事業番号30の生活困窮者の家賃相当額の支給において、離職等の「等」は具体的にはどのような方が対象ですか。 「住居を失うおそれのある」の判断基準はどのようなものですか。 「有期」とはどれくらいの長さでしょうか。 実際の申請から支給までのスケジュールはどういう形になっていることが多いでしょうか。 市において、物件そのものの紹介は行っていますか（NPO等、他の機関と連携するものを含む）
事 務 局	(福祉総務課) 離職等の「等」は、離職のほか事業を行う個人の当該事業を廃止した方で、経済的に困窮し、家賃の滞納等のおそれがある方です。又、個人の責に帰すべき理由、都合によらず就業機会の減少した方も対象となっています。 有期は、3か月間（一定の要件を満たす場合には、最長15か月間まで延長可能）となっています。 概ね、申請から1か月程度で支給となっています。 実例：7/28申請、8/4支給決定、8/31支給 物件の紹介は行っていません。
委 員	資料2-2事業番号7の介護家族教室について、実施予定日が昨年度より減って「年10回」になりました。実績に基づく見直しと考えるとよろしいでしょうか。
事 務 局	(高齢者福祉課) 実績に基づき、坂戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画第8期策定時に見直しをいたしました。
委 員	資料2-2事業番号15、46のいきいき高齢者認定事業、また研修会について、実施予定日に昨年の記述が残っています。訂正してください。
事 務 局	事業番号15の実施予定日を令和3年10月、事業番号46の実施予定日を令和3年8月25日と訂正させていただきます。
委 員	資料2-2事業番号34、48の面接会について、実施予定日が昨年度の年2回に対して、「1~2回」と幅を持たせた記述になっていますが、何をもとに実施を決めるのでしょうか。

<p>事 務 局</p>	<p>(商工労政課) 若者等就職面接会は、川越公共職業安定所等との共催事業であり、回数につきましては、社会情勢や雇用状況により変化し判断するものと認識しております。</p>
<p>委 員</p>	<p>資料2-2事業番号1から9の①高齢者への「生きるための支援」の充実と啓発、連携体制の充実について、当該者は他人には知られたくない、話したくない傾向にあらうかと思いますが相談された担当医と担当課との連携も密にし(個人情報の問題)、ゲートキーパー(民生委員やケアマネ等)に情報を流すことも必要かと思ひます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>(交通対策課) 交通安全母の会が実施する高齢者訪問活動を通じて、高齢者から相談があった際には、ゲートキーパー(民生委員やケアマネージャー等)への情報提供を行って参ります。 (高齢者福祉課) 当該者から相談の中で、信頼関係を構築し、関係機関への情報連携について了解を得た上で、情報を共有し対応しております。今後も高齢者の相談支援の充実を図って参ります。</p>
<p>委 員</p>	<p>資料2-2事業番号32から35の①失業者等に対する相談支援の機会の充実及び②相談先の周知の推進について、コロナ禍が長びくことによつて全国的にも困窮者(経済的精神的など)が増えることが見込まれ、担当者は忙しくなると思ひますが、生活の安定に向けて十分な支援をお願いしたいと思ひます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>(健康保険課、商工労政課) いただきましたご意見を踏まえ、今後も支援の充実に努めて参ります。</p>